

公仕御朱印頂戴、於于今諸浦ニ而荷物心次第ニ積申由舟か。而賣買仕候故舟持人數極
景不申候由。但百艘舟之者共御朱印之由書出候得共曉といたしたる御證文ニ而者無之と相見ヘ申候、
先年之高札之様ニ相見候文言、與ニ記之。

百艘船役初り天正拾四年迄者、舟數拾六艘有之候處。太閤秀吉公被仰付天正拾五年、舟數百艘罷成、永代役義無相違様ニ被仰渡由淺野彈正少弼高札有之、一當津荷物諸旅人、いりふねにのせまじき事、

一當所江役義のかまつらざる舟に、荷物旅人のせまじき事

一他浦にて、ましみねにとられ候は、此方江可申上候、かた

他浦にて、やしみねにとられ候は、此方江可申上候、かたぐ河申付事、一くじふねにめしつかひ候とき、あげおろしの儀、せんどう共仕まじき事、一家中の者下にて舟めしつかひ候儀、曲事候、もし船つかひ候はんと申もの候は、此方へ可申上候事、

右之旨相そむくともがらあらば可加成敗者也

天正十五年二月十六日

彈正少弼判

慶長六年七月二日、從權現様之御高札、大久保十兵衛被申渡候由文言右同斷；

〔驛遞志考證〕是年○四年○天保江州大津百艘船其數年々増減アリト雖ドモ、大小合シテ百三十五艘、渡吏八人、水手八十人ト爲シ、若臨時公用ノ爲ニ、多數ノ船及水手ヲ要スル時ハ、尾花川町ニ令シテ之ヲ出サシム、又湖水○琵琶湖ノ前岸、矢矧村ヲ以テ、其水驛ト爲シ、此ニ船高札ヲ建テ、船會所